

国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(二・完)

——「ウエストファリア・システム」という名の幻想*——

明 石 欽 司

序論・問題の所在

第一章 スイスの「独立」を巡る「通説」

第一節 スイス史研究及び帝国国制史研究における「通説」

第二節 国際法史研究における「通説」

第二章 「通説」に対する疑問(1)・・ウエストファリア条約以前のスイス

第一節 ウエストファリア条約以前の「スイス」と帝国の関係

係

第二節 ウエストファリア条約以前の「スイス」による「外交」活動・・条約締結事例

第三章 ウエストファリア講和会議及び講和条約におけるスイス誓約同盟

第一節 講和会議へのスイス誓約同盟の参加

..... (以上八一巻四号)

第二節 ウエストファリア条約におけるスイス誓約同盟・・「スイス条項」

第三節 「スイス条項」の評価

第四章 「通説」に対する疑問(2)・・ウエストファリア条約以後のスイス

第一節 ウエストファリア条約以後の「スイス」と帝国の関係

係

第二節 ウエストファリア条約以後の「スイス」による「外交」活動・・条約締結事例

結論

..... (以上本号)

第二節 ウェストファリア条約におけるスイス誓約同盟…「スイス条項」

それでは、スイス（誓約同盟）に関連する条項として、どのようなものがウェストファリア条約には存在しているのだろうか。

まず、IPOにおいて、その「当事者」を列挙する第一七条第一〇・一一項が挙げられる。両項でスイス（誓約同盟）は「この講和に含まれる」(*haec pacificatione comprehenduntur*)者として明示され、皇帝側及びスウェーデン女王側双方の「当事者」として挙げられているのである。即ち、同条第一〇項では、「スイス」(*Helvetiae*)⁽⁸²⁾の名は、皇帝側当事者として、スペイン国王・神聖ローマ帝国の選挙侯や等族、さらには「イングリランド国王、デンマーク及びノルウェーの国王及び王国並びにそれに付属する諸地域」、「ネーデルラント連邦議会」等々と共に挙げられている。また同条第一一項でも、フランス国王やその他の皇帝側の「当事者」にも挙げられた者（スペイン国王やオーストリア家等を除く）や「ポルトガルの国王及び王国・モスクワ大公・ヴェネツィア共和国」と共に「スイス」(*Helvetiae*)⁽⁸³⁾がスウェーデン側当事者とされている。これら二項から、スイス誓約同盟が当時の「国際的活動主体」として認識されていることが理解されよう。

このような「当事者」に関する規定を除くならば、ウェストファリア条約においてスイスに直接的に関係し、かつ実質的内容を有する規定は、IPO第六条（IPM第六一条）（「スイス条項」）のみである。⁽⁸⁴⁾同条は次のように規定している。

「バーゼル市及びその他のスイス人の統一された諸邦、並びにそれらの市民及び臣民に対して帝国最高法院から発せられた若干の訴訟手続及び執行命令に関して、バーゼル市及びスイス全体の名により、この度の会議の皇帝陛下全権代表の面前で提起された申立てについて、皇帝陛下が、帝国等族の意見及び助言を要請した後、昨年五月一四日の一勅令

により、そのバーゼル市及びその他のスイス人の諸邦は、特に、帝国からの完全な自由及び免除を有していること、並びに帝国の法廷及び裁判所に決して服さないことを宣言したので、それと同一のことを公式講和に関する本条約に挿入し、有効且つ確実なものとする⁽⁸⁵⁾こと、そして其故、その場合にいかなる命令によるものであれ、訴訟手続及び逮捕は完全に無効とされるべきことが承認された。」

この「スイス条項」の評価に際して最も重大な問題となる事柄は、この拙訳中で「帝国からの完全な自由及び免除を有していること」とされている部分(原文では“*in possessione vel quasi plenae libertatis et exemptionis ab Imperio esse*”)であり、この訳文と個々の語について若干の説明が加えられなければならない。この部分は、例えば、デュモン(J. Du Mont)により編纂された条約集に採録されている仏語版では“*estre en possession d'une quasi pleine liberté et exemption de l'Empire*”とされ、パリー(C. Parry)の手による条約集に収められている英語版⁽⁸⁶⁾では“*to be in possession of quasi full Liberty and Exemption from the Empire*”とされている。これらの訳文を参照する限り、「帝国からの殆ど完全な自由及び免除を有していること」とすべきようにも思われる。しかし、ミュラー(K. Müller)によれば、ローマ法学上の理解では“*possessio*”(占有)は本来有体物についてのみ使用され、無体物については“*quasi possessio*”が使用されるという。(即ち、「準占有」の観念と解される⁽⁸⁷⁾)。そして、ミュラーは「スイス条項」では「自由及び免除」という無体物が問題とされているのであるから)“*in possessione vel quasi*”という部分は“*quasi*”の次に“*possessio*”を補充して読むべきであり、したがって、スイス諸邦が有してきたのは「帝国からの完全な自由及び免除」であるとする⁽⁸⁸⁾。

このように、ミュラーは“*in possessione vel quasi [possessio]*”と解すべきとしているが、その場合最初の“*possessio*”の対象は有体物であることになるが、本条文中ではそれに該当する言葉(例えば、「領域」がそれに該当しよう。)⁽⁸⁹⁾は使用されていないため、この“*possessio*”は無意味となってしまう。実際に、ミュラー自身の当該箇

所の独語訳も“im Besitz voller Freiheit und Exemption”とあり、*“in possessione vel quasi possessione”*であるかのように(したがって、“vel”を省略して)訳出されている⁽⁹²⁾。そこで、この“vel”を敢えて訳出するならば、「特に」の意味に理解し、この部分は前述の拙訳に示したように「特に、帝国からの完全な自由及び免除を有していること」とするのが適切であると思われるのである。

この“vel”の訳出方法については議論の余地もあろう。しかしながら、IPOの他の規定においても“in possessione vel quasi”⁽⁹³⁾(またはその語尾変化を伴った表現)が幾つか見出され、ここでは無体物が「占有」の対象となっていることは事実である。このことから、IPOの条文からも前述のシユラーにより示された“quasi possessio”についての理解が妥当するものと判断されるのである⁽⁹⁴⁾。

そして、本稿ではこのミューラーによるIPO第六条の解釈を前提として議論を進めることとする。また、仮に、“quasi”を文字通り「殆ど」という意味で理解するならば、それは同条によりバーゼル及びスイス誓約同盟に認められた「殆ど完全な自由及び免除」が「主権」の観念から一層遠ざかることを意味し、後述する本稿の趣旨をより強固にすることとなるのである。

それでは、「スイス条項」中の“in possessione vel quasi plene libertatis et exemptionis”を以上のように解釈した上で、次に「自由」及び「免除」の観念についても考察することとしたい。

まず、「免除」の観念については、モムゼン(K. Mommsen)によって次のような説明が行われている。この観念は、ローマ(訴訟)法に由来するものであって、裁判所への出廷を第三者の権力行使を通じて阻止することと理解されていた。そこから、特に教会法を通じて、裁判制度において通常の審級からの解放を意味するものとなった。(教会法上、例えば、修道院は司教の裁判管轄権下に置かれなかった。)そこからさらに、宗教改革期以降の下イツ法において、この観念を巡る理論が発展する。そこでは、或る領主の領邦内に点在する(他の領主の)飛地

(Inklaven) や他の領主の領邦内にある自己の飛地 (Exklaven) について、この「免除」の観念が適用された。そして、領邦君主の裁判管轄下に(全くまたは部分的にしか)置かれない人、都市、修道院等についても「免除」が妥当するようになったのである。さらに、近世の法学者は、帝国法における「帝国からの免除」(exemptiones ab imperio) を、「帝国内の免除」(exemptiones intra imperium) と「帝国外の免除」(exemptiones extra imperium) に区分し、前者は或る帝国直属者が帝国の他の領邦君主に臣従することによって帝国直属資格を喪失することを意味し、後者は或る帝国直属者が帝国から離脱することを意味するとした。但し、「帝国外の免除」は、それが帝国からの事実上の独立を認めるものであったとしても、(少なくとも、一七世紀後半までは)法的には皇帝の諸権利と帝国の最高裁判権が留保されており、その点で法的な独立を承認するものではなかったのである。⁽⁹⁵⁾

また、ヨリオ (M. Jorio) は、「自由」及び「免除」について、伝統的な帝国法理論によれば、帝国からの完全な分離という意味での免除は不可能であったとし、同時に、「帝国からの自由としての免除は、最上位の封建領主であり、全キリスト教世界の支配者にして全ての法の淵源である皇帝により維持され得るのであり、自由とされた者 (der Gefreite) は帝国の集団 (Reichsverband) の中に留まった」として⁽⁹⁶⁾いる。さらに、エッガー (F. Egger) は、「スイス条項」に盛り込まれた「自由」とは、「皇帝によって付与される行政上の自治に関する特権」と理解されるという。⁽⁹⁷⁾

第三節 「スイス条項」の評価

「スイス条項」の趣旨は、「バーゼル市及びその他のスイス人の諸邦」が「帝国からの完全な自由及び免除」と帝国の裁判所からの免除を一六四七年五月一四日付の勅令により皇帝から承認されたことを、正式に確認するというものである。そして、「通説」は「スイス条項」をもって、スイスに「正式な独立の承認」や「国際的承認」

が与えられたと主張する。しかし、「通説」に対しては、次のような疑問が存在する。

まず、スイスの「正式な独立」という通説的理解に関して、「スイス条項」は「独立」を明示的に規定していないし、また「主権」の観念を明示するような言葉も含んでいない点が問題となる。これに関連して、クロクストン (D. Croxton) 及びティッシャー (A. Tischer) は次のように述べている。

「ウエストファリア」条約によりスイスが『主権』(“sovereignty”) を獲得するであろうと、フランス人が幾つかの機会に述べたことは真実である。しかしながら、当該条項にそのような文言は何ら存在していないこと、そして一八世紀中葉までスイスが(何らの責任も伴わないものの) 帝国の一部であるものとスイスの法律家たちが考え続けたということは、特筆に値するのである。」

次に、前節で瞥見した「自由」や「免除」についての理解に立つならば、「スイス条項」中の「帝国からの完全な自由及び免除」が近代国際法上の観念としての「独立」と等しいものであることも困難である。即ち、この「帝国からの完全な自由及び免除」は帝国国制(法)の枠内の観念であり、「自由」や「免除」を享受する場合であっても、それは法的には帝国や皇帝からの完全な独立を意味するものではないのである。

ところで、仮に、当時のスイスや帝国において近代的な「主権」観念が未成熟であったとするならば、「主権」という言葉を使用することは不可能であったことになる。その結果として、「帝国からの完全な自由及び免除」とする表現を使用せざるを得なかったのであって、実態としてスイス誓約同盟が有した権能や法的地位が、「主権」や「主権者」に等しいものであったならば、誓約同盟が法的に独立したものと解釈することも許されよう。

実際に、ボダン (J. Bodin) が『国家論六篇』(*Les six livres de la République*) において抽象化された近代的な主権概念を提示したのは一六世紀後半(一五七六年)のことであり、彼の主権理論(或いは、「主権」の観念)それ自体は(帝国やスイス諸邦にそれを適用するか否かは別の問題として)既に一七世紀前半にはスイス内に伝えられてはい

たものの、そこで「主権」観念が一般的に受容されるのはより遅い時期であることが指摘されている。⁽¹⁰⁾つまり、ウェストフアリア講和会議の時期のスイスでは近代的な「主権理論」や「主権観念」の受容が依然として不完全な状況であったために、講和交渉の全当事者にとつて了解可能である(より古い用語である)「自由及び免除」が使用されたのであって、交渉当事者の真意は(「通説」が主張する通り)スイスの「主権」や「独立」の正式な承認にあつたとする解釈が成立し得るのである。

しかしながら、帝国においては、ボダンの主権理論は容易に受容されるものではなかった。なぜならば、「これ」⁽¹⁰⁾「ボダンの理論」が皇帝に何らの主権も認めなかったために、ボダンの理論は帝国法学者により拒絶された」からである。そして、この皇帝の側の「主権」観念の拒絶は、ウェストフアリア講和会議における帝国等族の権利を巡る次のような交渉過程にも示されている。

帝国等族の諸権利については、一六四五年六月の「主要提案」(Hauptpropositionen)⁽¹⁰²⁾の第七項目においてフランス側が、帝国等族の特権や自由の回復、和戦の権利等々の確認といった、最終的にIPO第八条第一・二項(IPM第六二・六三条)に結実する内容を提示した後に、第八項目において帝国等族が「主権に基づく他の全ての諸権利」(tous les autres droits de Souveraineté)を保持すべきことを提案していた。⁽¹⁰³⁾これに対して、皇帝側の対案(“superiorius territorialis”の使用)が示され、最終的に“soveraineté”に該当する言葉を仏側が放棄したという。即ち、「三十年戦争の勝者は」「自己の観念をも強要し得るほど充分な勝者ではなかった」のである。⁽¹⁰⁴⁾

さらに、「主権」観念を巡る交渉当事者の意識を示唆するものとして、ウェストフアリア条約条文の仏語訳についても触れておきたい。同条約条文の仏語訳が条約締結の翌月(一六四八年一月)から翌々月にかけてフランスの『ガゼット』(Gazette)誌に掲載されている。(同誌は、一六三二年発刊の同国では恐らく最古の週刊誌であり、現代の『官報』のような機能を果たしたとされている。)⁽¹⁰⁵⁾同誌では、帝国等族に関する諸規定の中に「主権」

(*souveraineté*) という訳語は登場しないという。即ち、例えば、IPO 第八条第一項では、“*ius territorii*” に対して “*droit de leur territoire*” が充てられ⁽¹⁰⁶⁾、また IPO 第二三条第八項（ブラオンシュヴァイク＝リューネブルク家の補償に関連する）では “*caetera superioritatis et regiminis iura*” に対して “*les autres droits de supériorité et gouvernement*” が充てられているのである。このことから、「領域権」(*ius territorii; ius territoriale*)⁽¹⁰⁷⁾ や「君主の権利」(上位支配権 (*ius superioritatis*)) が「主権」(*souveraineté*) とは異なる観念であること、そしてウエストファリア条約において「主権」観念が導入されていないことが当時のフランスにおいてさえも意識されていたものと判断されるのである。

勿論、殆ど全ての条約がそうであるように、ウエストファリア条約も当事者間の妥協の産物であり、また、多様な交渉戦術の結果であることは疑い得ない。そのような観点からすれば、ブラオン (B. Braun) が指摘するように、「スイス条項」が帝国国制上の観念と近代的な主権観念の「独特な混合物」であることも一面において真理を表わしていよう。⁽¹⁰⁸⁾ しかし、このブラオンの解釈を是認するにしても、少なくとも近代的な主権観念がこの条項（そして、ウエストファリア条約全体）において貫徹されていないという点は否定し得ないのである。

以上の事柄を考慮するならば、「スイス条項」がスイスの「主権」を承認したものと解することは困難であり、したがって、近代国際法上の「独立」を承認したものとすることもまた困難である。そして、このことを確認するため、次章ではスイスの「独立」の実態についての検討の材料となるものと思われる一六四八年以降のスイスの諸々の実行について論ずることとしたい。

第四章 「通説」に対する疑問(2) …ウエストファリア条約以後のスイス

第一節 ウェストファリア条約以後の「スイス」と帝国の関係

本稿第一章において確認された「通説」に従うならば、スイス(誓約同盟)は、ウェストファリア条約以後帝国との法的紐帯を断ち切つて、「主権」に基づく活動を行うこととなるはずである。そして実際に、「帝国への帰属を示す象徴と肩書は一六四八年以降徐々に廃止」され、例えば、「一六五一年にバーゼル市参事会が古き皇帝の特権を公開の場で市民団に毎年読み上げることをもはや行わないことを決定」⁽¹⁰⁾するという形式で、スイス諸邦は帝国への従属的關係の断絶を示している。

このバーゼルの実行に類似する実行はゾロトゥルンにおいても見られ、ゾロトゥルン市参事会と市民によって市当局に対する忠誠が確認され、それと同時に帝国にはもはや拘束されないことも確認されたという。しかし、それは一六八一年六月のこととされており、スイス誓約同盟の諸邦によるこのような意思表示は、バーゼル市が行つたようにウェストファリア条約直後の時期に行われたものばかりではないようである。

このゾロトゥルンの実行は、「通説」が示すような「スイス条項」によるスイス独立の正式な承認という理解が当時の実態と乖離していること示唆するようにも思われる。実際に、スイスの帝国からの「自由」に関しては、少なくとも二つの点で、「通説」が主張するような「独立」の意味に解することを困難とする問題が発生する。それは、一六四八年以降のスイス諸邦が帝国の構成員であるか否かという点と「属邦」が「スイス条項」に含まれるのかという点である。

まず、一六四八年以降のスイス諸邦を帝国の構成員とするか否かを巡る議論について紹介したい。「通説」に従うならば、同年以降当然にスイス諸邦は帝国の構成員ではあり得ないことになるものと思われる。しかし、ウェストファリア条約以降も依然としてスイス諸邦と帝国の間に紐帯が存在したことを認める説が存在している。

例えば、一六四八年以降もスイスの個々の邦が帝国の対トルコ戦に際して帝国への援助を行った事実を指摘し、

この事実から「誓約同盟の帝国への結び付きが最も印象的に読み取られる」とする説がある⁽¹¹²⁾。また、ガオス(Gauss)は、一六五一年の時点で皇帝の宮廷におけるスイス人の呼称及び宛名(die Adresse)が依然として古い時代の形式のままであること、そして、そのことが「屈従」(Untertänigkeit)すらをもスイス人が容認していることを示すとして、フランス人及びヴェネツィア人が非難したことに触れた後に、さらに次のように述べている。

「ヴェットシュタインは、一六四八年の条約の条項がウィーンでは国際法上の分離(Löstrennung)とは解釈されていないことを、経験した。即ち、帝国最高法院宛の皇帝の書簡の草案を「ヴェットシュタイン」自らが作成することが許可された際に、彼は大胆にも次の言葉を記した。『朕フェルディナント三世は』皇帝の名においてシュバイアーの帝国最高法院に対して誓約同盟の『自由且つ主権的な地位』(der freie, souveräne Stand)を尊重するよう命じた。しかし、この章句はフェルディナントによる最終的な発布においては昔から知られた形式である『帝国からの免除』(Exemption vom Reich)という形式に慎重に変更された。したがって、スイスの主権が正式に保証されることに成功したのではなかった。』

このように一六四八年以降にも帝国とスイス誓約同盟との紐帯が存在したことを主張する諸説の中で最も極端な説と考えられるものが、ヨリオが紹介しているフォン＝ヤン(Freiherr Ludwig Friedrich von Jan)の著作*(Staatrechtliche Verhältnisse der Schweiz zu dem deutschen Reiche, 3 Bd. (Nürnberg/Aldorf, 1801-1803))*に現れているものと思われる。即ち、「筆者[von Jan]は、スイスが一八世紀末においても依然として神聖ローマ帝国の邦(Provinz)であることを証明する無数の典拠(Belege und Belegchen)を収集した」とされているのである。

以上の諸説に加えて、より大きな問題を提起するものが、ライスヴァイク条約⁽¹¹⁵⁾に含まれる皇帝・仏国王間講和条約(一六九七年一〇月三〇日付)の第五六条である。同条は次のように規定している。

「さらに、神聖なる皇帝陛下及び帝国の名により、既に「この条約中で」名を挙げられた帝国の構成員の他に、帝国の残余の選挙侯、諸侯、等族及び構成員、特に、バーゼル司教及び司教領が、それらのすべての支配地、特権及び権利と共に、この講和に含まれる。同様に、スイスの一三邦及びそれらの同盟者、特に、ジュネーヴ共和国及び市、ノイエンプルクの属領、都市、付随地、ザンクト・ガレン市、ミユルハオゼン、ビール、ライン又はグリソンの三同盟、ヴァリスの一七同盟、及びザンクト・ガレン修道院「も含まれる」。⁽¹⁶⁾」

この規定においては、少なくとも「バーゼル司教及び司教領」が「帝国の構成員」であるとされていることは確実である。また、条文内の位置によって若干曖昧にされているが、その他のスイス一三邦及びそれらの属邦も「帝国の構成員」に含まれているものと解され得るのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、(最も控え目な事例として) ウェストファリア条約締結直後から(最も極端な説に従うならば) 一八世紀末に至るまで、スイスの「帝国からの法的独立」を否定する根拠となり得る資料が存在することが確認されるのである。

次に、誓約同盟の「属邦」と帝国の関係について検討したい。この関係については、ウェストファリア条約の解釈との関連において困難な問題が提起されていた。即ち、「スイス条項」にスイス一三邦が含まれることは明白であったが、属邦が含まれるか否かについては不明なままであったのである。⁽¹⁸⁾ 確かに、同条約中には属邦やそれらに対する支配権についての明示的規定は存在していないが、その理由は、例えば、ミユルハオゼンやバーゼル司教領のように、実際に帝国内に存在する属邦を放棄することを帝国側が欲しなかったことにあると考えられる。⁽¹⁹⁾

そして、この規定の曖昧さは実際上の問題を惹起した。即ち、一六五六年の誓約同盟内の紛争(第一次フィルメルゲン戦争(Villmergerkrieg))に関連して、バーゼル司教区に帰属する都市(Neuensstadt/Neuveville) am

Blarersee) が帝国最高法院に出廷させられ得るかという問題が提起されたのである。「帝国議會はこのことについて肯定的に回答したが、ウィーンの宮廷は、免除が誓約同盟の領域全体に及ぶことを理由として、誓約同盟に有利な決定を下した。宮廷はここで、誓約同盟の近代的領域概念を提示したのであり、個々の邦の伝統的な法的地位をもちや問題としなかったのである。」ところが、一七二二年の同盟の内紛(第二次フィルメルゲン戦争)では、ザンクト＝ガレン (St. Gallen) 修道院長がトッゲンブルク (Toggenburg) に対する彼の支配権を巡る問題を皇帝に提起したときに、皇帝側は一般的な外交政策上の理由から一六五六年の事例におけるよりも、属邦の帝国からの独立に関して属邦に不利な態度をとったのである。「このときには誓約同盟は苦勞してようやく自己の立場、即ち、属邦は同時に帝国等族ではあり得ず、それゆえにウエストファリア条約の免除は属邦にも妥当するという立場、を貫徹したのであった。⁽¹²⁾」

このように、属邦の帝国への帰属を巡る対立は一八世紀まで存続していたのであり、この対立は当時作成された条約の内容にも反映されている。例えば、一七一三年四月一日付フランス・プロイセン間講和友好(ユトレヒト)条約第一二条は次のように規定している。

「この講和文書には、極めてキリスト教的なる「フランス国王」陛下の側から、並びにプロイセン「国王」陛下の側からも、スイスのすべての一三邦とそれらのすべての同盟市及び同盟者、個別的には、ノイエンプルク、フアランギン、ジュネーヴ共和国及び市並びにそれに属するもの、さらにザンクト＝ガレン市、ミュルハオゼン市、ビール市、ヴァリスの七領又は一〇領、ラエティアまたはグリソンの三同盟並びにそれらの属領、が含まれる。⁽¹³⁾」

この規定においては、先に挙げたライスヴァイク条約中の皇帝・仏国王間講和条約第五六条における場合とは異なり、スイスの邦が帝国の構成員であるとされていない上に、諸々の属邦の名が挙げられ、それらがスイス(誓約同盟)に含まれることが示されているのである。(但し、これが属邦を含めた誓約同盟全体が帝国から完全に独

立した存在であることを必ずしも保証するものではない点は留意されねばならない。なぜならば、この条文は仏普両国王間の講和条約に属邦を含むスイス諸邦が「含まれる」(*comprehendantur*) という形式を採っているが、このような形式は既に触れたウエストファリア条約(1713年第一〇・一一項)の形式と同様であるため、依然としてウエストファリア条約においてスイス誓約同盟の地位を巡って発生した問題(とりわけ、「帝国からの完全な自由及び免除」の解釈を巡る問題)と同様な問題が発生し得るからである。

この仏普間条約の他にも、仏蘭間講和友好(ユトレヒト)条約(1713年四月一日付)において、同条約の当事者(「含まれる」者)に関する規定である第三七条で、類似した事柄を見出すことができる。即ち、同条では、オランダ(連邦議会(*Etats Généraux; Staaten-Generaal*))の側からこの条約に含まれるとされる者の中に「スイス同盟の賞賛されるべき一三邦とそれらとの同盟及び連合をなした者(*Alliez et Conféderez*)」が挙げられ、さらに個別的に「プロテスタント派の都市(*Républiques*)及び邦であるチューリッヒ、ベルン」等々と並んで、属邦である「ザンクト・ガレン、ミユルハオゼン」等が列挙されているのである。⁽¹²⁾

このように、属邦がスイス誓約同盟に含まれる旨が明示的に言及されているという事実は、属邦の地位を巡る対立が一八世紀初頭においても依然として存続していたことを示唆しているものと解されるのである。⁽¹³⁾ところで、ここでさらに注目されるべきことは、先に挙げた仏普間講和友好条約の第一二条にバーゼル司教領が含まれていない点である。パイアー(*H. C. Peyer*)によれば、同条は誓約同盟の属邦の「完全な一覽」であるとされ、このバーゼル司教領の除外はその時点においても依然として同司教領が帝国に帰属しているものとみなされていたことによるという。⁽¹⁴⁾この説に従うならば、ここでもまたバーゼル司教領のスイス誓約同盟への帰属については依然として争いが存在したことになるのである。

以上に見てきたように、一六四八年以降も一八世紀初頭に至るまで、帝国とスイス誓約同盟の構成員(邦)と

の關係や誓約同盟の範圍といった問題について、未確定な状態が続いていた。そして、そのことは、それらの事柄についてウエストファリア条約締結の前後で大きな相異は発生していないことを示していると考えられるのである。⁽¹²⁵⁾

それでは次に、スイスの「対外的独立」を示すと思われるウエストファリア条約以降におけるスイスの「条約」締結の事例について瞥見することとしたい。

第二節 ウエストファリア条約以後の「スイス」による「外交」活動…条約締結事例

一六四八年以降にスイス誓約同盟やその構成諸邦が一方当事者となって締結された諸条約を見るならば、本稿における問題意識との関連において重要と思われる事柄を二つ指摘することが可能となる。その第一は、「スイス条項」では「スイス人の統一された諸邦」(*Helvetium unius contones*)とされているにも拘らず、それら諸条約の中で、スイス(誓約同盟)が単一の当事者として締結したものを見出すことは殆ど不可能であり、スイスは依然として単一の国際的活動主体ではないという事実である。その第二は、ウエストファリア条約以後であっても、スイス誓約同盟内の宗教的対立が依然として同盟の一体性を阻害する要因の一つであったと考えられるということである。

第一の対外的關係におけるスイスの単一性の欠如(或いはスイス各邦の高度な自立性の維持)に関しては、例えば、一六八五年一〇月のサヴォワ公とゾロトゥルン間の「トリノ同盟条約」⁽¹²⁶⁾のように、個別邦がスイス域外の勢力と同盟条約を締結する例から理解されるであろう。また、一八世紀においてもスイス内では個別邦間の武力衝突が発生する⁽¹²⁷⁾など、スイスの国家としての一体性は全く未確立であり、誓約同盟の構成員が同盟外の存在と同盟条約を締結する事例⁽¹²⁸⁾が見られる。さらに、同様の状況は一九世紀初頭においても看取可能である。即ち、一八一

五年(六月九日付)のヴィーン議定書の第一一八条⁽¹²⁹⁾において、ヴィーン会議における合意の「不可分の部分」とみなされる諸文書の中に、サルディニア国王によりジュネーヴ(Canton de Genève)に対して行われた譲渡に関する同年三月二九日付の議定書が含まれており、依然として邦が独立した「外交」の主体であったことが窺われるのである。勿論、それらの独立した「外交」活動は、必ずしも各邦が自発的に展開したもののばかりではなく、外在的要因により強制されたものも当然のことながら存在する⁽¹³⁰⁾。しかし、そもそもスイス誓約同盟には自己の一体性を阻害する内在的要因が存在しており、そのような要因の一つであったと考えられる事柄が、先に挙げられた第二点、即ち、スイス誓約同盟内の宗教的対立である。

宗教的対立の存在に関しては、スイス内の同一宗派を奉ずる諸邦が一方当事者となつて、スイス域外の勢力との間で同盟条約を締結する事例によつて確認される。

例えば、一六五一年(四月一四日付)にサヴォワ公とカトリック派諸邦間(ルツェルン・ウーリ・シュヴィーツ・ウンターヴァルテン・オーバーヴァルテン・ツーク・フライブルク)の同盟を更新するための条約がルツェルンで締結されているが、その後カトリック派とプロテスタント派の対立は武力紛争(第一次ファイルメルゲン戦争)にまで至り、五六年の二月から三月にかけて複数の講和条約が作成されている⁽¹³¹⁾。

また、その後もプロテスタント派諸邦(チューリッヒ・ベルン・バーゼル等)がルイ一四世と一六五八年(六月一日付)の条約により同盟関係に入り、さらに六三年にルイ一四世はカトリック派諸邦との同盟に転ずるなど⁽¹³²⁾して、スイス諸邦は宗教的対立を解消できない。そして、このような情況は一八世紀前半にも継続し、それは武力紛争をも惹起することとなる。即ち、一七一二年に発生した「トッゲンブルク問題」を契機とする両宗派間の紛争(第二次ファイルメルゲン戦争)である。この武力紛争は同年八月の「アラオ(Aarau)講和」⁽¹³³⁾により終熄するが、この講和条約はプロテスタント派二邦(チューリッヒ・ベルン)とカトリック派五邦(ルツェルン・ウーリ・シュヴィ

ーツ・ウンターヴァルデン・ツーク)との間で作成され、さらに他の諸邦は連合加盟時の条件(バーゼル・シャッフハ
 オゼン・アツペンツェル)や政治的考慮(フライブルク・ゾロトゥルン及びバーゼル司教)から中立を維持した。⁽¹³⁶⁾そ
 の後も仏国王が一七一五年にカトリック派諸邦と同盟を更新し、⁽¹³⁷⁾一七六四年にも仏国王によるカトリック派諸邦
 の新たな兵制の提案に基づいて、事実上の同盟条約が締結されている。⁽¹³⁸⁾

誓約同盟においては、宗教改革以前から政治秩序における宗教的観念の重要性が認識されていたとされる。
 (例えば、柳澤は、一五世紀後半のブルゴーニュ戦争(一四七四年から七七年)における「当時のスイスの自己意識にと
 って、政治秩序に関する宗教的な観念が重要であること」⁽¹³⁹⁾を指摘している。)そして、このことは、以上に挙げられた
 諸条約の存在を勘案するならば、一七世紀後半以降一八世紀に至っても依然として妥当していたものと推定され
 るのである。(これはさらに、ウエストファリア条約(及び三十年戦争)により、(国際)政治における宗教的契機が失
 われたとすることも、全欧州について妥当するものではないことを示している。)

以上の事柄は次のことを意味するであろう。「ウエストファリア神話」によれば、スイス誓約同盟はウエスト
 ファリア条約により帝国からの「独立」を承認されたとされ、また、それはあたかも「スイス」が単一の国際的
 行動主体として当時の欧州国際関係の中に組み入れられたというような印象を与える。しかし、それらは誤りであ
 る。帝国からの独立に関しては、帝国とスイス誓約同盟(または各邦)との紐帯が同条約以降も依然として維持
 された。また、一六四八年以後もスイスは一体ではなかったのであり、誓約同盟内の宗派的対立の図式も存続し
 たのである。(況んや、「スイス」が一体として国際法人格を承認されたとするような主張は、近代国際法理論の歴史を
 無視したものである。)

但し、そのような状況にあってもなお、スイス誓約同盟自体の分裂には至らなかったという事実には注意が向

けられなければならない。即ち、武力紛争が惹起されるほどの深刻な宗教的対立が存在しても、それが政治的(現実的)考慮(諸邦にとつての同盟維持の重要性)を覆すほどのものではなかった(前述のように、宗教改革期にあつてもこのことはスイスにおいて妥当した)ことをこの事實は示している。そして、それはまた、宗教改革開始以降に宗教が有した世俗政治への影響力の複雑な性格を示していると同時に、欧州社会において宗教に対する国家理性の優位が現実のものとされた一つの実例であるとも言えよう。

結 論

以上、本稿で論じられてきたことから、次の諸点が指摘され得る。

先ず、スイス誓約同盟またはその構成諸邦による「条約締結活動」については、ウエストファリア条約の前後において変化はないものと思われる。そして、同盟全体としても、また各邦としても(或いは、若干の諸邦が纏まつて)スイス外の勢力との条約を締結しているという事実、さらには宗教的対立が一六四八年の前後において変わることなく存在したことからも理解されるように、スイス誓約同盟の一体性の欠如に関しても、ウエストファリア条約の前後において本質的な変化は見出され得ないのである。⁽¹⁴⁾

また、ウエストファリア条約中の「スイス条項」については、次の二点が確認されるべきである。第一に、属邦の法的地位を巡る問題から理解されるように、「スイス条項」はスイス全体を名宛人とするものではない。(そもそも、一八世紀末或いは一九世紀初頭まで「スイス」の領土自体が画定されていなかった。)⁽¹⁴⁾ 第二に、「スイス条項」中の「帝国からの自由及び免除」は、スイス誓約同盟の(近代国際法上の観念としての)「主権」を承認するものではない。⁽¹⁴⁾ さらに、この第二点に関連して、次の事柄が指摘される。

本稿(第四章第一節)で確認されたように、帝国国制史やスイス史を扱う諸論考において、ウエストファリア条約以降の帝国からのスイスの「独立」に関しては、諸説が存在する。(それらに対して決定的な判断を下すことは筆者の能力を超える問題である。)それらにより、「帝国からの自由及び免除」がスイス全体の帝国国制からの完全な離脱を意味するという主張が異論なく受容されるという状況にはもはやないことが理解される。また、仮に「ウエストファリア条約によるスイスの独立承認」が正しいとしても、属邦の地位を巡る議論において確認されたように、スイスは一体として帝国の枠組の外に置かれるようになったのではないことは指摘されねばならない。

以上の諸点から、遅くとも本稿で確認された一六世紀初頭以降、そしてウエストファリア条約の前後もかわることなく、スイス誓約同盟及びその構成諸邦は、スイス外の勢力との関係において「国際的」活動主体として認知されており、また、そうでありながらも、少なくともそれらの若干は帝国との何らかの法的紐帯を維持していたことが理解される。このような現象は近代的な主権理論(或いは、国家構成原理)によつては説明不可能であり、むしろその根本には国家の一元化された権力としての主権概念が存在していないという状況があったものと考えるべきであろう。(その結果として、スイス誓約同盟(及び同盟構成諸邦)の帝国との関係とその他の諸勢力との関係は区分して説明しなければならないことになる。)

これらの事柄が理解されるならば、スイス誓約同盟が一四九九年のバーゼル講和以降「事実上独立していた」、或いは「事実上主権的存在であった」とする「通説」には、次のような問題が内包されていることが明らかとなる。

まず、仮に、誓約同盟やその構成諸邦による条約締結活動について近代国際法理論に基づいて評価を試みるならば、誓約同盟や諸邦は「条約締結主体」として相手側当事国による「黙示的承認」を「法的」に受けていたことになるであろう。しかし、そのような理論が当時存在していなかったことについては既述の通りである。それ

では、近代国際法理論に依拠しないならば、どのような論理的帰結がもたらされるのであろうか。その場合、「事実上の独立」という説明は「正式な独立」との対比として捉えられるべきであろうが、それではウエストフアリア条約が「正式な独立」を承認するものであったとすること、バーゼル講和が「事実上の独立」を承認するものであったとすることの相異はいかなる点から導き出され得るのであろうか。ウエストフアリア条約が帝国外の存在との合意である点であろうか。(これによれば、スイスの「国際的な独立の承認」が一六四八年になされたと思われるであろう。)しかしながら、「スイス条項」の規定内容はそのようなものではないことは、本稿で確認された通りである。しかも、この場合、バーゼル講和以降一六四八年に至るまでのスイス同盟や個別の構成邦が帝国外の諸勢力と締結した「条約」が国際的な関係を表徴するものではないとの前提に立つことになるのであって、「それでは一五世紀末から一七世紀中葉(さらに一八世紀初頭)における『国際関係』とは何か」という点からの問い掛けを産み出すことになる。⁽¹⁴³⁾

何れにせよ、一七世紀中葉の欧州国家間関係には、近代国際法理論によって解釈・説明され得ない多くの側面が存在している。そのような実態の中で、「スイス条項」を近代国際法理論によって説明することは困難であり、仮にそのような説明が試みられるとするならば、それは誤解を招き易いものとなるのである。⁽¹⁴⁴⁾これらの事柄が理解されるならば、そこにはさらに、「近代」国家とは何か⁽¹⁴⁵⁾という、国際法(史)学(そして国際関係論)にとつてより一層根源的な問題が存在することが認識されるのである。

「ウエストフアリア神話」は誤りである。そして、その誤りを正し、一七世紀中葉以降の国際法の(そして、欧州国際関係の)歴史の実相を探索するためには、その時代の欧州社会には、本稿で確認されたようなスイス誓約同盟(さらには「ハンザ」)のような独特な政治体が依然として存在していたという事実(他面から見れば、当時の欧州社会の諸関係において、「ウエストフアリア神話」が含意するような、中世から近代への転換が短時日の間に生じた

のではないという事実⁽¹⁴⁶⁾が確認されなければならないのである。

* 本稿における引用文の綴字には現在の正字法とは異なるものがあるが、それらは全て原文のままである。また、引用文中の邦訳は、訳文や訳語の出典についての別段の言及がない限り、全て筆者(明石)によるものである。

(82) ツォイマーは、彼が編纂した史料集においてこの“*Helvetiae*”を「スイス諸邦」(*Cantones Helvetiae*)と読み替えるように注釈を付している。Zeumer (Ann. 2), S.433. ブッシュマンの独訳もこれと同様に“die Kantone der Schweiz”としている。Buschmann (Ann. 2), S.378.

(83) 尚、IPMにおける「当事者」に関する規定(第一一九条)では、「批准書の交換以前にまたはそれ以後六カ月以内に、一方または他方の当事者による共通の同意に基づき指名される者が含まれるものとする」とされており、具体的な当事者名は列挙されていない。但し、ヴェネツィア共和国のみは「本条約の調停者として」IPMに含まれるものとされている。

(84) 普遍的平和と恩赦を規定するIPO及びIPMの第一・二条等も、形式的にはスイスにも関係するものと解される。

(85) IPO, VI (IPM, 61): “*Cum item Casarea maiestas ad querelas nomine civitatis Basiliensis et universae Helvetiae eorum ipsius plenipotentiarius ad praesentes congressus deputatis propositas super nonnullis processibus et mandatis executis a camera Imperiali contra dictam civitatem aliosque Helvetiorum unitos cantones eorumque cives et subditos emanatis requisita oriturum Imperii sententia et consilio, singulari decreto die 14. mensis Maii anno proxime praeterito declaraverit, praedictam civitatem Basiliam, caeterosque Helvetiorum cantones in possessione vel quasi plenae libertatis et exemptionis ab Imperio esse ac nullatenus eiusdem Imperii dicasteriis et iudiciis subiectos, placuit hoc idem publicae huic pacificationis conventioni inserere ratumque et firmum manere atque idcirco eiusmodi processus una cum arrestis eorum occasione quandocumque decretis proorsu cassos et irritos esse debere.*”

(86) 当該仏訳版の出典として“*Heiss, Histoire de l'Empire, tome III*”その他が挙げられている。Du Mont, VI, i,

469.

- (82) *Du Mont*, VI, i, 479.
- (88) 当該英訳版の出典として、“*General Collection of Treatys etc.*, vol. I.”が挙げられている。CTS, I, 119. 尚、英訳文中の斜体字強調は原文のままである。
- (88) CTS, I, 236.
- (96) 「準占有」(*quasi possessio*)の観念はローマ法上のみならず教会法上も認められていた。(原田慶吉『ローマ法(改訂版)』(有斐閣、一九五五年)一四六頁。)後に触れられる(後註(94))ように、他の帝国領内の諸地域に比較して、スイス地域ではローマ法の継受の程度は弱かったものの、その影響は無視され得ない。「準占有」の歴史については、岩田新『占有理論』(岩波書店、一九三二年)六八二―七〇六頁を参照した。)。
- (95) K. Müller, “Die Exemption der Eidgenossenschaft 1648: Ein Beitrag zur Erklärung des Exemptionsartikels im Westphälischen Frieden”, *Schweizer Beiträge zur allgemeinen Geschichte*, Bd. 4 (1946), S. 218-221.
- (96) Ebd., S. 221. ブンシュマンによる独語訳において「完全な自由及び免除」(völlige Freiheit und Exemption)とされている。Buschmann (Anm. 2), S. 336.
- (96) IPO, IV (38), “[*restituatur etiam Domus Waldeck in possessionem vel quasi omnium iurium in dynastia Didinghausen et pagis Nordernau etc.*”: IPO, V (46), “*in possessione vel quasi percipiendi*”: IPO, V (47), “*in possessione vel quasi iuris demandi e bonis novatibus in alieno territorio fuerunt*”: IPO, V (48), “*ubi catholici ... in possessione vel quasi exercitii iurisdictionis ecclesiasticae fuerunt*”.
- (94) 次の文献もミューラーの解釈を支持する。Stadler (Anm. 68), S. 390. また、スイスにおけるローマ法の継受に関する次のような事情も、ミューラーの解釈の妥当性を裏付けると考えられる。即ち、他の帝国領に比してスイスではローマ法の継受は弱かった (Mitteis (Anm. 19), S. 323.) とは言え、それは一五世紀末以降のことであって、ローマ法の継受がスイスで行われなかったのではなく、地域によっては一七世紀初頭においてもローマ法の継受が最高潮に達したところもあり (L. Carlen, *Rechtsgeschichte der Schweiz* (Bern, 1968), S. 14-16.)、ミューラーが示す解釈は、ウエストファリア条約の当事者にとっても、理解し易いものであったと考えられるのである。

- (56) K. Mommsen, "Bodins Souveränitätslehre und die Exemption der Eidgenossenschaft", M. Sieber (Hrsg.), *Discordia concors : Festgabe für Edgar Bonjour zu seinem siebenzigsten Geburtstag am 21. August 1968* (Basel, 1968), 2 Bd., Bd. II, S.441-443.
- (59) M. Jorio, "Der Nexus Imperii — die Eidgenossenschaft und das Reich nach 1648", M. Jorio (Hrsg.), *1648: Die Schweiz und Europa: Aussenpolitik zur Zeit des Westfälischen Friedens* (Zürich, 1999), S.135.
- (56) Egger (note 79), p.192.
- (86) D. Croxton/A. Tischer, *The Peace of Westphalia: A Historical Dictionary* (Westport, Connecticut/London, 2002), p.289.
- (69) ヨリオは次のように論じている。「一六四八年及びそれ以降の数十年において、主権概念 (S. Begriff) は依然として確定的に定義されていなかった。二つの国法上の原則が相互に競い合っていた。一方では、特に、フランス人及びオランダ人が従った、ジャン・ボダンの『近代的』主権概念 (S.konzeption) が存在した。国家理論についての彼の著作である『国家論六篇』で、既に一五七六年にボダンは主権を『国家の絶対的かつ永遠の権力』と定義したのである。他方では、伝承されてきた帝国の理念 (Reichsidee) が存在した。」Jorio (Ann.96), S.135.
- (100) ヨリオは、「スイスにおいては、近代的な主権概念の継承は「一七世紀から一八世紀への」世紀のかわり目までに完了したものと思われる」とする。(Jorio (Ann.96), S.137.) また、モムゼンは、「一七世紀初頭から一八世紀前半までのバーゼル大学における多数の博士論文を中心とする諸文献において「主権」観念、特に、ボダンの「主権」理論がどのように扱われているかを論ずる中で、その当時、近代的な主権国家は未だ実在するには至っておらず、依然として「帝国」とその下位秩序を組み入れられたドイツ領邦国家が問題とされていること、そしてボダンの主権観念は受容されておらず、せいぜいのところ言葉だけが受容されていたに過ぎないこと等を指摘している。(K. Mommsen, *Auf dem Wege zur Staatssouveränität: Staatliche Grundbegriffe in Basler juristischen Doctordisputationen des 17. und 18. Jahrhunderts* (Bern, 1970), S. 98-188.)
- (101) Jorio (Ann.96), S.135.
- (102) 「主要提案」とは、一六四五年六月一日付でフランス国王及びスウェーデン女王の各々の使節が皇帝側使節に

示した提案であり、ウェストファリア講和会議における実質的交渉の最初の具体的基礎となったものである。これ以降の講和交渉は「主要提案」に対する皇帝の「回答」(Responses)を巡って展開することとなる。尚、「主要提案」は次の文献に収められている。J. G. von Meiern, *Acta Pacis Westphalicae Publica oder Westphälische Friedens-Handlungen und Geschichte*, 6 Bd. (Hannover, 1734-36), Bd. I, S.435-442, 443-448; W. Engels (Bearb.), *Acta Pacis Westphalicae*, Serie II, Abteilung A (Die kaiserlichen Korrespondenzen), Bd. II (Münster, 1976), S.336-339, 345-350.

(93) Meiern (Ann. (102)), Bd. I, S.444. 前掲の項目のラテン語訳の中では“*jura sovveranitatatis vel suppremitatis*”という文言が使用されている。Ebd., Bd. I, S.447.

(94) H. Quaritsch, *Souveränität: Entstehung und Entwicklung des Begriffs in Frankreich und Deutschland vom 13. Jh. bis 1806* (Berlin, 1986), S.82-84. また、ポーラックは、IPO 第八条の起草過程においてフランスが一六四五年六月一日に行なった提案(即ち、「主要提案」)において、「主権」(Souveraineté)の言葉を含む形式での条文が企図されており、その点では「*レユニスター条約の妥協規定である第六五条「本稿では第六三条」*は、神聖ローマ帝国の側の勝利を構成したと主張され得る」としている。S. Beaulac, “The Westphalian Legal Orthodoxy — Myth or Reality?”, *Journal of the History of International Law*, vol. 2 (2000), pp.167-168, n.118.

(95) G. Braun, “Die ‘Gazette de France’ als Quelle zur Rezeptionsgeschichte des Westfälischen Friedens und des Reichsstaatsrechts in Frankreich”, *Historisches Jahrbuch*, Bd. 119 (1999), S.283-284. 『ガゼット』誌が仏外務省の管轄下に入るのは一七六一年のことである。同誌の発刊経緯や発行部数等については、森原隆「フランス絶対王政期における『ガゼット』の成立について」『人文学報』(京都大学) 第六三卷(一九八八年) / 一二二—一四四頁を見よ。

(96) G. Braun (Ann. 105), S.288-291. 前掲引用文の綴字はブラオンの記述に従っている。

(97) G. Braun, “Les traductions françaises des traités de Westphalie (de 1648 à la fin de l’Ancien Régime)”, *XVII^e siècle*, tome 190 (1996), p.142. ウェストファリア条約の仏語訳版の中で、IPO 第一三条第八項の“*jura superioritatis*”が“*droits de souveraineté*”とされているのは、一六八四年公刊の Jean Heiss によるもの(この版が現在に至るまで権威を有するといふ)と、一七五一年から一七五四年の間に公刊された Christian-Louis Scheidt によ

るものにおいてであるという。(Ibid., pp.136, 140 et 142.) 尚、IPOとIPM各々の全文の仏語訳版は、一六五一年から一七七五年の間に少なくとも、前者が二三版、後者が二三版、各々上梓されているという。更に、抄訳版が一六四八年から一六五〇年の間だけでも、各々三版及び七版存在しているとされる。(Ibid., pp.131-132.)

(108) “*ius territorii*”の訳語としては「領域主権」、「ラテンデスホーハイト」(Landeshoheit: 「領邦高権」)、「領邦権力」、「領邦権」(さらには「主権」(Souveränität)等が考えられる。しかし、本稿においては、「原語に即して」直訳に最も近いと思われる「領域権」を使用する。(この問題については、別稿で敷衍する予定である。)

(109) B・ブラオンは、次のように論じている。ウエストファリア講和会議における交渉に関して、当初スイス誓約同盟の側では、皇帝のもとでの誓約同盟の諸特権を指摘するという伝統的な道筋によって交渉の目的を達成することができると考えていた。ヴェットシュタインも当初バーゼルの諸特権のみを提示したが、それでは不十分であることを悟り、(フランス外交官たちの精力的な支持と共に)主権理論という避難所を選択した。「ウエストファリア条約第六条は「皇帝による特権と主権という」両原則の独特な混合物である。即ち、同条は誓約同盟の主権についての宣言を何ら含まず、帝国からの免除」のみ「原文引用符」を含んでおり、それゆえ帝国法の枠組の中の説明となっている。そして、誓約同盟が帝国の裁判所に従属しないこととそれに対応する手続は破棄されることという付加部分(Zusatz)もこの枠組内での動きである。なぜならば、この付加部分は主権についての宣言のもとでは余分となるからである。これに対して、免除の根拠として皇帝による諸特権が指摘されず、誓約同盟が“*in possessione vel quasi libertatis*”であることが指摘されており、その観念は主権理論からの借用なのである。」B. Braun (Ann.78), S.202-203.

(110) Peyer (Ann.10), S.79-80.

(111) R. Ch. Schwinges, “Solothurn und das Reich im späten Mittelalter”, *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Bd.46 (1996), S.451-452. また、シユウイングスは、同市の指導層に属する家門が一六九五年から九八年にかけて帝国のフライヘル身分を獲得したことやゾルトゥルンの公的な印章や紋章から帝国を象徴する「戴冠の鷲」が消滅するのは一八世紀中葉であったことなどを挙げている。(Ibid., S.452-456.)

(112) Sieber-Lehmann (Ann.47), S.29. 但し、この解釈に対しては、例えば対トルコ戦については、その異常な状況故

に発生した事態であって、必ずしも帝国の構成員故に協力したとは限らないとする別の解釈も可能であろう。

(113) Gauss (Anm.73), S.189.

(114) Jorio (Anm.96), S.133.

(115) 「ライスヴァイク条約」とは、ルイー一四世がアウクスブルク連合(神聖ローマ皇帝・スペイン国王及び若干のドイツ諸侯を中心とする反仏同盟)を相手として一六八八年一〇月に開始した「プファルツ継承戦争」とこれに並行して英蘭連合軍を相手に翌年五月に開始した「ウィリアム王戦争」の終結のため、一六九七年九月から一〇月にかけてオランダのライスヴァイク(Rijswijk)で締結された複数の二国間条約の総称である。それらには仏蘭間の講和条約(CTS, XXI, 347-370.)及び通商航海条約(CTS, XXI, 371-408.)(共に九七年九月二〇日付)、仏英間講和条約(同日付)(CTS, XXI, 409-444.)、仏西間講和条約(同日付)(CTS, XXI, 453-506.)、帝国・仏間の停戦条約(同年同月二二日付)(CTS, XXII, 1-4.)と講和条約(同年一〇月三〇日付)(CTS, XXII, 5-78.)等が含まれている。

(116) *“Porro quoque Sacrae Caesariae Majestatis & Imperii nomine Pace hac comprehenduntur praeter nominata jam Imperii Membra etiam reliqui Electores, Principes Status & Membra Imperii, interque ea sigillatim Episcopus & Episcopus Basiliensis, cum omnibus eorum Diocibus, Praerogativis & Juribus, tum & tredecim Helvetiorum Cantones cum eorum Foederatis, nominatim cum Republica Genevatum & Dependentiis, Urbe & Comitatu Neocomensi ad Lacum, Civitatibus Sancti Galli, Mulhusae & Biennae, tribus Ligis Raeticis seu Grisonibus, septemdecim Valesianis & Abbate Sancti Galli.”*(CTS, XXII, 27.) 因みに、同条約第五七条では「同様に、極めてキリスト教的なる神聖な「フランス」国王陛下の名により、スイスの一三邦及びそれらの同盟者、特にヴァリス市が、「この講和に」含まれる」と規定されている。

(117) これらとは別に、財政史の観点から次のような指摘が行われている。即ち、一七世紀初頭以降もスイス(バーゼルをはじめとして、シャフハオゼン・チューリヒ等)が引き続きドイツ南部地域への融資を行っており、その際には、宗派的な観点は無視し得たのであって、地域的連帯、善隣関係、関係者の経済的利益が優越したのである。(Körner (note 50), p.402.) これらの事実も、スイス諸邦と帝国との紐帯の一七世紀における存続を示すものと解することができよう。

- (118) Jorio (Ann.96), S.140.
- (119) Peyer (Ann.10), S.79.
- (120) Jorio (Ann.96), S.140; Peyer (Ann.10), S.79-80. 尚、この二次にわたるフィルメルゲン戦争は、誓約同盟内の主導権争いと宗派的対立、そして欧州の国際情勢が絡み合った紛争であった。即ち、二大改革派邦であるチューリヒとベルンが、カトリック派五邦に対して戦いを挑んだのがこの紛争であり、その背景にはカトリック派諸邦の後ろ盾であったスペインの衰退、そして、とりわけ第二次フィルメルゲン戦争に際してはスペイン継承戦争により、皇帝もスペインも対応できないという状況があったのである。イムホーフ、前掲書(前註(3))、一一七—一一八頁。
- (121) “*Præsenti hoc Pacis Tractatu tum ex Majestatis suae Christianissimae, quam ex Majestatis suae Borussiae parte comprehenduntur omnes tredem Pagi Helvetiae, cum omnibus eorum Sociis ac Foederatis, singulatim Principatu Neo-Castri & Valengiae, Republica & Civitate Genevatum cum iis quae ab ea dependunt, Civitatibus item Sancti Galli, Mulhusia, & Bienna, & septem Jurisdictionibus seu Decimis Valesianis, tum etiam Tres Ligae Rhaeticae seu Grisones cum eorum dependentiis.*”(CTS, XXVIII, 149.)
- (122) CTS, XXVIII, 58-59.
- (123) そして、属邦の地位を巡る対立の結果、「ライスヴァイク(二六九七年)、ユトレヒト(一七一三年)及びバーデン/アールガウ(一七二四年)において、スイスは所謂属邦(Zugewandten)をそれらの「各地で締結された」講和条約中に含ましめたのである」。Peyer (Ann.10), S.84; Jorio (Ann.96), S.140.
- (124) Peyer (Ann.10), S.84. パイヤーは「一八世紀初頭においても若干の属邦が、宗派的及び政治的共感から、スイス誓約同盟中に名を挙げられなかったとし、このことは特に、ノイエンブルクとバーゼル司教領について妥当する」としている。
- (125) ヨリオは、スイス誓約同盟と帝国(及び帝国等族)との関係について、次のように述べ、本稿が対象とした一八世紀初頭までの時期を超えてその関係が存続するものとしている。「一三邦の誓約同盟の急速に薄れつつある帝国法上の紐帯と並んで、アンシャン・レジームの終末まで、今日のスイスの個々の領域の若干の帝国等族への多数のそして部分的には依然として重要な関係が存在した。そのため、一六四八年は、一つの発展の終末ではなく、国家形成へ

の道程の上でのスイスの重要な一段階なのであった。一三邦とそれらの従属地 (Verbündeten) は、ヴェストファーレン「の地」において疑いなく帝国からのある種の独立 (eine irgendwie geartete Unabhängigkeit) を承認された。その独立は一七世紀及び一八世紀の経過の中で、近代的な『対外的』主権へと発展した。しかし、一八〇三年にレーゲンスブルクにおいてようやく『帝国の紐帯』(Nexus imperii) が最終的に解消されたのである。」Jorio (Ann.96), S.144.

(126) CTS, XVII, 369-373.

(127) 例えば、或る武力衝突の結果として、一七七八年六月二十五日付でヘルン・ウーリ・ザンクト＝ガレン間の講和条約が締結されている。CTS, XXX, 311-340.

(128) 例えば、一七三二年のザンクト＝ガレンと仏との間の条約が挙げられる。同条約では、「ザンクト＝ガレン大修道院長」が、「スイス (le corps helvétique) の構成員として」この条約を締結するとされている (第一条)。(CTS, XXXIII, 307-311.) また、一七三九年のバーゼル・仏間の防衛同盟条約 (CTS, XXXV, 375-380.) や同じくバーゼル・仏間の一七八〇年 (六月二〇日付) の同盟条約 (CTS, XLVII, 321-330.) も見よ。後者の条約に関しては、同日付で両者間の国境付近における多様な問題を扱った条約 (CTS, XLVII, 331-340.) が締結されている。

(129) CTS, LXIV, 492.

(130) 例えば、一七八二年六月にジュネーヴが仏軍に侵略された際に、ジュネーヴの占領の条件に関する合意文書が仏・サルディニア・ヘルン間で作成され (CTS, XLVIII, 85-92.)、同年一月にはそれら三者間でジュネーヴの中立に関する条約が締結されている (CTS, XLVIII, 211-215.)。

(131) CTS, II, 341-365. この条約は一五七七年・一五九一年・一六三四年の同様の同盟条約を更新するものとされている (前文)。

(132) *Du Mont*, VI, ii et iii, 130-132; CTS, IV, 49-57. *Du Mont*, VI, ii et iii, 132-133; CTS, IV, 59-66. *Du Mont*, VI, ii et iii, 133-136; CTS, IV, 67-70.

(133) CTS, V, 117-135.

(134) 後述する一七一五年の同盟更新条約の前文 (CTS, XXIX, 250.) に於て。

- (135) *Du Mont*, VIII, i, 306-308.
- (136) 以上の諸カントン間の紛争の経過については、次の文献を見よ。Luck (note 15), pp.225-228.
- (137) *CTS*, XXIX, 247-262.
- (138) *CTS*, XXXXIII, 89-116.
- (139) 柳澤伸一「ブルゴニー戦争期スイスの自己意識」『西南女学院大学紀要』第九号(二〇〇五年)六三頁。
- (140) スイスの一体性に関しては、当時の「国際法」の理論的著作の中でも指摘されている。ラッヘルの一六七六年の著作(「自然法及び国際法論」)では、ウエストファリア条約と関連付けながら、スイス諸邦やネーデルラント諸州が「同盟条約の効力によって」(*propter vim foederis*) 一体のように見られるが、それにも拘らず、それらは個別の国家 (*distinctae civitates*) とあるとする議論が展開されている。S. Rachel, *De jure naturae et gentium dissertations* (1676) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916), pp.297-298. また、) のような実態を考慮するならば、「スイス条項」に関して「今や一つの連邦的な同盟 (a Federal Union) に結合した二三の独立国家 (independent states) が存在するのであり、フランス革命とナポレオンがその古風な構造の全体を粉碎するまで、その数は変わることはなかった」(Bonjour/Offer/Potter (note 46), p.140.) とする評価は、(誓約同盟構成邦を「独立国家」とする点には問題があるが) スイスの一体性の欠如が継続することを指摘している点では適切であろう。
- 但し、そのような状態にあっても、宗教的対立を原因として最終的な誓約同盟の解消にまで至らなかったことは、本論中でも指摘した通りである。その原因の考察は興味深い課題であるが、本稿では論じ得ない。(スイスの一体性の欠如についての同時代人の評価は分かれていたものの、一六世紀中にスイスの「誓約同盟としての意識」(*das eidgenössische Bewusstsein*) と「国家の本質」(*das Wesen des Staates*) が生じ始めているとの指摘がある。Abegg (Ann.68), S.73-74.)
- (141) ヨリオは、「一七九八年に至るまで誓約同盟の厳密な範囲は正確に定義されることはなかった」(Jorio (Ann.96), S.140.) のであり、「イゼレ (Eugen Isele) によるならば、一八〇三年に初めてスイスは確定的領域 (*Territorium clausum*) となった」としてゐる。(Ebd., S.134, Ann.6.)
- (142) この点に関しては、一六八〇年のテクスターの「国際法」に関する著作である『国際法要論』(J. W. Textor,

Synopsis iuris gentium (1680) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916)) において、スイスを巡って依然として帝国からの「自由」(*libertas*) が問題とされていることが指摘されるべきであろう。即ち、同書の第一章「国家及びその諸権利について」(*De rebus publicis earumque iuribus*) では、国家の自由の獲得方法についての考察(第八乃至一節)が行われた後に、武力による自由の獲得よりも、合意によるものの方が賢明であることが指摘され、その例としてスイス諸邦の同盟が挙げられ、IPO第六条及びIPM第六一条に言及されている。(Ibid., pp. 80-85.) (尚、この箇所では、オランダの完全な自由の獲得も合意によるものの例であるとされている。そして、IPO第六条におけるスイスの取扱いに關しては、第三章第一六節でも触れられている。(Ibid., p. 140.) また、「主権」に類似する語としては、“*imperium*”が使用されており、“*imperium*”が最も頻繁に登場するのが第三章【“*imperium*”が消滅または空位となる (*vacat*) 態様、空位となる王国における等族の権利について】における議論である。(E.g. *ibid.*, pp. 138-148.) そのほか、依然として等族制国家が前提とされており、単一の絶対的権力としての近代的な主権概念は未成立であると考えざるを得ないのである。

(143) また、当時の「国際関係」について考察する際には、当時の「神聖ローマ帝国」や「帝国」の範囲について明確にする必要がある。例えば、シュミットによれば、一五世紀末の用法では、「帝国」の観念は次の四つに区分され得るといふ。第一に、諸国家の上位に立つ法秩序としてのキリスト教世界を構成する西洋の普遍的存在としての帝国(そこでは皇帝と教皇の共同責任が想定される。)、第二に、封建的紐帯としての帝国(そこには、中世の帝国境界線内、つまり、北イタリアや、スイス誓約同盟、ブルグント、サヴォワ、ロートリンゲン、ベーメン並びにその周辺等が含まれる。)、第三に、ドイツの等族及び領邦が集中した帝国(それは、「旧帝国」(*das Alte Reich*)の政治システムが論じられる場合に通常想定されるものである。)、第四に、中核地域としての帝国(それは、中世には帝国領・王領や皇帝に忠誠を誓う支持者が集中した地域であり、具体的には、オーストリア、ブランデンブルク・プロイセン、ザクセン選挙侯領等を指す。)である。G. Schmidt, *Geschichte des alten Reiches* (München, 1999), S. 10.

(144) 本稿第一章で確認された「通説」が内包する最大の問題点は、バーゼル講和以降のスイスを「事実上の主権国家」とし、或いはウエストファリア条約によりスイスに対して「独立の法的承認」が与えられたとする理解が、原理的な問題点を孕んでいることにある。即ち、果たして一六四八年の時点において、近代的な「主権」の概念が欧州社会に

一義的に存在していたのかという点が検証されないままに、この言葉が使用されているのである。この点は、例えば、フローヴァインが、スイスの独立問題を「主権の承認」の有無の問題とし、さらにそれを宗主国からのみ与え得るとの前提で論じていることに現われている。本稿第三章第三節で若干触れられたように、「主権」(soverainete)という用語は、ウエストフアリア講話会議当時のドイツ地域では(少なくとも理論的には)受容されていなかったのである。フローヴァインはまた、「神聖ローマ帝国が主権を有し」かつ「同帝国のみがスイス誓約同盟に主権を与え得る」との論理を展開しているが、これも現代の国際法理論(主権理論及び承認理論)を単純に過去に投影しているものと言えよう。J. A. Frowein, "Transfer or Recognition of Sovereignty — Some Early Problems in Connection with Dependent Territories", *American Journal of International Law*, vol.65 (1971), pp.568-569.

(45) スイス史におけるバーゼル講和や「一四九九年」の決定的重要性を認める通説の正当性もまた、「近代国家」の定義に従って変化することになる。本稿におけるように、近代国際法という観点からするならば、「国家」として近代的主権観念の存在が重要なメルクマールとなり、そのために、「通説」の誤謬が発生することになる。

これに対して、皆川卓(「フェエデと近世国家」山内進他(編著)『暴力—比較文明的考察』(東京大学出版会、二〇〇五年)五一—八二頁所収)は次のような議論を展開し、通説を支持している。皆川は、中世的政治団体(法秩序)から「近世・近代国家への分かれ目」を「共通の正当性を示す法廷の有無」(七七頁)に求めている。このようなメルクマールのもとで、皆川は、「レーブリン家のフェエデ」(二四八四年—一五〇〇年)を検討・評価している。(五六—七七頁)彼によれば、当該フェエデは「制度の変化によって」「すでに中世的法秩序の一環としてのフェエデではなかった」のであり、「さまざまな留保は必要だが、極論すれば、それぞれ空間毎に暴力と正当性を独占し、相互にはそのいずれをも共有しない二つの政治団体、すなわち二つの『国家』を背景にした『国際紛争』であった」のである。そして、そのような観点からするならば、「一四九九年のシュヴァーベン・スイス戦争は「中略」—スイスが帝国にとって共通の法廷を欠き、暴力のぶつかり合いでしか紛争を解決できない空間であるということ、誰の目にも明らかにし、その方向を決定付けた大暴力事件だった」とされるのである。(七七頁)

この皆川の主張は、本稿の論旨との間で興味深い問題を提起する。皆川は「暴力と正当性を独占」するものを「近代国家」として認識し、その一つの(そしておそらくは、最重要な)表徴としての「法廷」の有無を問題としている

が、本稿では「主権」を有するものを「近代国家」とし、その「主権」の有無自体を問題としている。「法廷」つまりは、「裁判権」が中世における統治権能(君主権)の核心部分であったことはしばしば指摘される事柄である。近代国家の理論では「主権」に由来する権能の一つとして「司法管轄権」つまり、「裁判権」が説明される。「暴力と正当性を独占」することが、「主権」を有することを意味するのであれば、皆川の結論と本稿の結論は矛盾しないことになる。しかし、それらの間には時間的差異が存在しているために、両者の結論が異なる(「通説」の肯定と否定)こととなる。ここにも、近代的な「主権」を有する政治体(近代主権国家)の併存状態を前提とし、それらの間の法規範を問題とする(近代)国際法学と、それよりも自由に「国家」を認識・措定することのできる他の学問分野との相異が表れていると言えよう。

(146) ミュンガーは「ハンザと誓約同盟は、ヘルシャフト的に構想された中世の帝国国制における政治的存在形態の二つの選択肢として理解され得る」(S.5)として、「中世」の存在としてハンザとスイス誓約同盟を捉えている。(I. Mungler, "Hanse und Eidgenossenschaft — Zwei mittelalterliche Gemeinschaften im Vergleich", *Hansische Geschichtsbücher*, 119. Jahrgang (2001), S.5-48.) このように中世の存在と認識されてきたハンザのウェストフリア条約以降の「国際的」活動については拙稿『ハンザ』と近代国際法の交錯——一七世紀以降の欧州『国際』関係の実相——(二・(二・完))『法学研究』(慶應義塾大学)第七九卷(二〇〇六年)第四号(一一二五頁)・第五号(一一二六頁)を見よ。

本稿は平成二〇年度慶應義塾学事振興資金(個人研究B)による補助を受けた研究成果の一部である。記して感謝したい。